

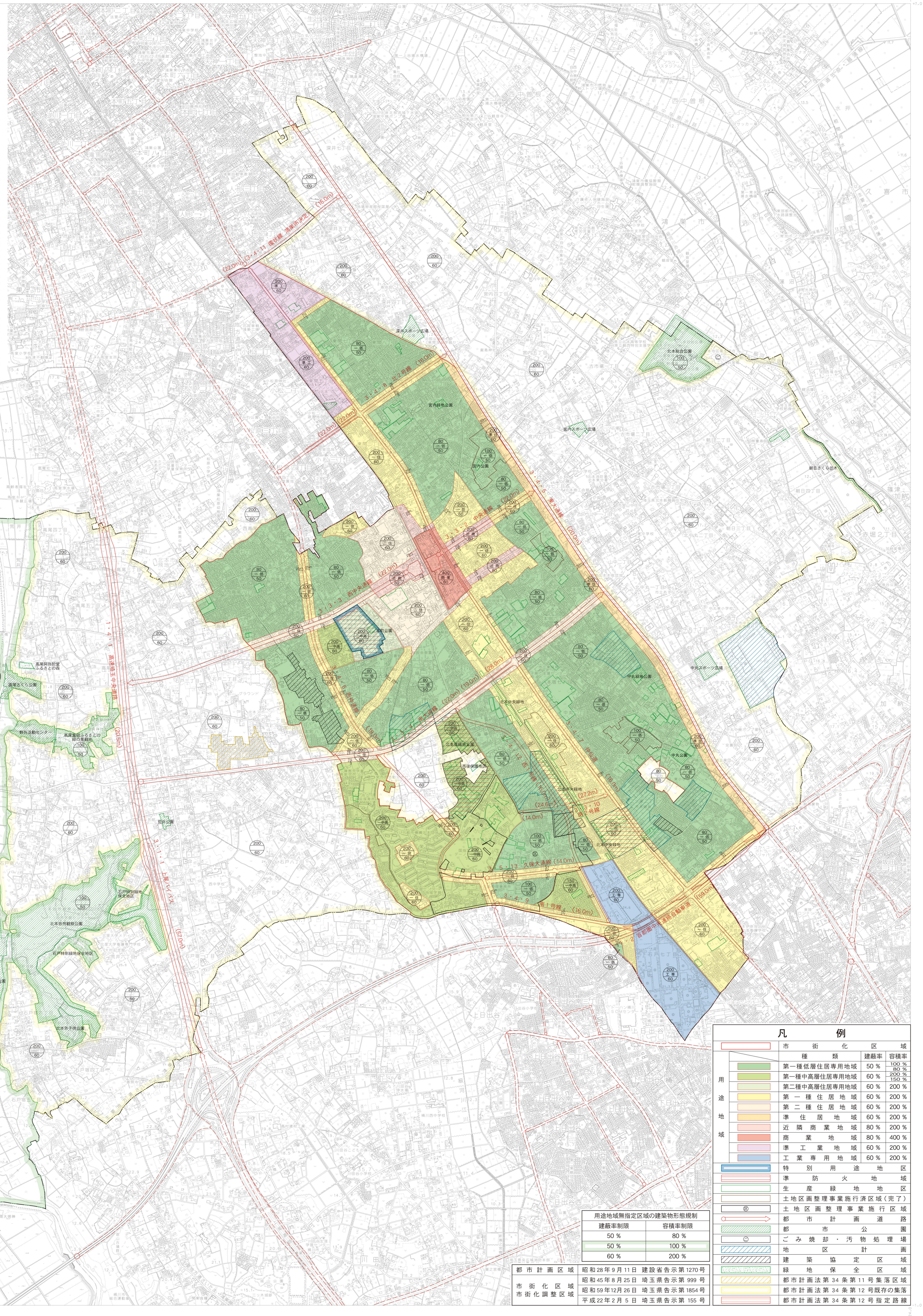
北本都市計画図

令和八年二月印刷

用途地域による建築物の用途制限概要

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	特別用途地区	準防火地域	生産緑地地区	土地区画整理事業施行済区域(完了)	土地区画整理事業施行区域	都市計画道路	都市計画公園	ごみ焼却・汚物処理場	地区区画計画	建築協定区域	緑地保全区域	都市計画法第34条第11号集落区域	都市計画法第34条第12号既存の集落	都市計画法第34条第12号指定路線	
用途地域の建築物の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
用途地域以外の建築物の種類	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
高さ制限	20m以下	25m以下	30m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下	25m以下
容積率制限	50%	60%	60%	60%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
用途制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。



凡例

市街化区域	種別	建設率	容積率
第一種低層住居専用地域	50%	100%	50%
第一種中高層住居専用地域	60%	150%	60%
第二種中高層住居専用地域	60%	200%	60%
第一種住居地域	60%	200%	60%
第二種住居地域	60%	200%	60%
準住居地域	60%	200%	60%
近隣商業地域	80%	200%	80%
商業地域	80%	400%	80%
準工業地域	60%	200%	60%
工業専用地域	60%	200%	60%
特別用途地区			
準防火地域			
生産緑地地区			
土地区画整理事業施行済区域(完了)			
土地区画整理事業施行区域			
都市計画道路			
都市計画公園			
ごみ焼却・汚物処理場			
地区区画計画			
建築協定区域			
緑地保全区域			
都市計画法第34条第11号集落区域			
都市計画法第34条第12号既存の集落			
都市計画法第34条第12号指定路線			

用途地域無指定区域の建築物形態規制

建設率制限	容積率制限
50%	80%
50%	100%
60%	200%

都市計画区域	昭和28年9月11日建設省告示第1270号
市街化区域	昭和45年8月25日埼玉県告示第999号
市街化調整区域	昭和59年12月26日埼玉県告示第1854号
	平成22年2月5日埼玉県告示第155号